令和５年度～令和10年度債務負担

掛川市・袋井市病院企業団立中東遠総合医療センター

施設設備保守・保安警備業務委託

【仕様書】

目次

１　業務概要　・・・・・・・２
（１）委託業務名　・・・・・・・２
（２）業務の目的　・・・・・・・２
（３）期間　・・・・・・・２
（４）施設概要　・・・・・・・２
２　業務内容　・・・・・・・３
（１）業務内容　・・・・・・・３
（２）業務実施体制　・・・・・・・３
（３）資格者配置　・・・・・・・３
３　連携業務　・・・・・・・３
４　業務の実施責任　・・・・・・・３
５　必要書類　・・・・・・・３
６　業務管理　・・・・・・・３
（１）業務報告　・・・・・・・３
（２）定例会議　・・・・・・・３
（３）セルフモニタリングの実施　・・・・・・・３
（４）研修・教育　・・・・・・・４
７　労働安全衛生　・・・・・・・４
（１）健康管理　・・・・・・・４
（２）事故防止対策等の策定　・・・・・・・４
８　賠償責任保険への加入　・・・・・・・４
９　契約終了時の引継ぎ　・・・・・・・４
10　その他　・・・・・・・５
11　費用負担　・・・・・・・５
別紙１　業務内容
別紙２　業務実施体制
別紙３　資格者配置一覧
別紙４　必要書類
別紙５　費用負担
別紙６　施設平面図
別紙７　機器一覧
別紙８　管理要綱
別紙９　標準作業書

1　業務概要

（1）委託業務名

令和５年度～令和10年度債務負担

掛川市・袋井市病院企業団立中東遠総合医療センター

施設設備保守・保安警備業務委託

（2）業務の目的

ア　施設・設備保守管理

（ア）建築、電気、空調、給排水設備等を安全かつ効率的に運転操作し、適切な保守点検整備を行うことにより、その機能を十分発揮させ、ライフサイクルコストの低減に努めるとともに、利用者、病院スタッフ等が快適に過ごすことができる環境を提供する。

（イ）事故の予防に努めるとともに災害時には適切な措置をとることにより、利用者、病院スタッフ等の安全を確保する。

イ　保安警備

（ア）火災、盗難及び不法行為の予防、不審者の侵入排除及び災害時における防災対策等各施設の保全を行い、病院の円滑な運営に寄与する。

（3）期間

ア　業務実施期間

令和６年４月１日～令和11年3月31日

イ　準備期間

令和５年12月１日～令和６年３月31日

※準備期間の委託料金は発生しない。

ウ　休日

（ア）本業務の休日は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに12月29日～翌年１月３日とする。

（イ）休日以外の日を平日とする。

（4）施設概要

施設名　：中東遠総合医療センター

所在地　：掛川市菖蒲ヶ池地内

施設概要：敷地面積　　142,744.07㎡

・病院敷地137,218.53㎡

・第２職員駐車場2,897.53㎡

・第３職員駐車場2,628.01㎡

延床面積　　47,288.17㎡

・保育所棟

・敷地内薬局（病院使用部分）

・附帯施設含む

病床数　　500床　（一般病床496床、感染症病床４床

うち、ICU・CCU10床、救命救急病床14床）

診療科　　32科

2　業務内容

（1）業務内容

別紙１「業務内容」による。

（2）業務実施体制

別紙２「業務実施体制」による。

（3）資格者配置

別紙３「資格者配置一覧」による。

3　連携業務

（1）設備、警備は常に連携し、統括責任者の指揮のもと、施設設備保守責任者、保安警備責任者が協議、調整のうえ、全体として確実に本業務を遂行しなければならない。

（2）建物・設備などの破損、異常などの発見、事故などが発生した場合は、統括責任者の指揮のもと、施設設備保守責任者、保安警備責任者が連携し、直ちに甲に報告し協議する。

4　業務の実施責任

（1）甲は乙の業務の実施が不完全であると認めたときは、その旨を乙に通知して、業務の改善を申し出ることができる。

（2）乙は実情を調査のうえ、甲の申し出を正当と認めるときは、速やかに必要な措置をとるものとする。

5　必要書類

別紙４「必要書類」参照。

6　業務管理

（1）業務報告

ア　統括責任者は、前日の施設・警備業務について、翌日の午前９時までに書面をもって甲の担当課へ提出及び報告するものとする。なお、代理者による報告も可能とする。

（2）定例会議

ア　甲と乙が出席する会議を定例で開催し、作業の報告や改善点の検討を行う。

イ　定例会議実施における調整及び事務については乙が行う。

ウ　開催時期及び出席者は双方協議の上決定する。

（3）セルフモニタリングの実施

ア　乙は、設備の適切な運転管理、火災、盗難及び不法行為の予防、患者サービスの向上、仕様書にもとづく適切な業務の実施等の観点から、施設・設備保守管理および保安警備それぞれの業務実施後に必ず業務の実績及び内容等に係る検証（セルフモニタリング）を行う。また、これらを月間でまとめて遅滞なく結果を甲に報告する。項目については、上記の観点から、必要な項目を甲乙協議のうえ決定する。

イ　甲は、改善が必要と認められる項目について、乙に改善を求めることができることとし、乙は、改善依頼に対し具体的な改善策を挙げ、対策を実施する。

（４）研修・教育

ア　乙は、本業務従事者に対し、業務の実施について必要な研修・教育を実施する。

イ　乙は、本業務従事者に対し、院内外で行われる接遇、感染対策等の研修などに積極的に参加させる。

ウ　乙は、業務の品質及び技術向上に必要な教育等を行う場合に限り、院内で本業務従事者への教育を実施することができる。

7　労働安全衛生

（１）健康管理

ア　関係法令に従い、従業員の健康管理に努める。

イ　医療関係者のためのワクチンガイドライン（最新版）に基づき、必要な対策を行い感染防止に努めること。また、その実績について委託者に報告すること。なお、報告は業務期間開始までに提出することとし、不足分については、実施の都度報告すること。

ウ　衛生管理には特に注意し、感染予防と汚染拡散防止に努める。

エ　感染症法及び労働安全衛生法の就業制限措置及び就業禁止の対象となる疾病に罹患した者は、制限及び禁止の解除まで本業務へ従事しないこと。また、罹患内容について、罹患後すみやかに甲へ報告すること。

（２）事故防止対策等の策定

ア　乙は、従業員の作業中における事故防止を図るため、労働安全、精神衛生などの教育を行う。

イ　乙は、甲が関わる防災訓練に参加し、災害の未然防止に協力する。

8　賠償責任保険への加入

（１）乙は、甲または第三者に損害を及ぼした場合は、その賠償の責を負わなければならない。また、第三者に損害を及ぼした際は、速やかに甲へ報告し、責任をもって交渉等の事後対応を行うものとする。乙の対応により、甲の業務に支障をきたす場合、甲は乙に契約の解除及び損害賠償請求を行う場合がある。

（２）乙は、甲または第三者に損害を及ぼした場合に賠償を行う賠償責任保険に加入することとし、業務期間開始までに、賠償責任保険への加入を証明する書類を甲へ提出する。

（３）賠償責任保険は、身体上の損害についてのてん補限度額が、一事故につき３億円以上であること。また、財物上の損害についてのてん補限度額が、一事故につき３億円以上であること。

9　契約終了時の引継ぎ

（１）乙は、本契約を終了する際、新たに本業務を受託する者（以下、「新受託者」という。）及び甲に対し、業務引継ぎ書を作成し提出するものとする。

（２）乙は、新受託者に対し、本業務の全てを遺漏なく、真摯に伝達するものとする。

（３）乙は、新受託者に対し、管理日報、作業計画書及び各種記録等の管理書類について引継ぎを行う。

（４）乙が引継ぎ計画書に基づき新受託者に対し本業務の引継ぎを終了した時点で、乙及び新受託者は引継ぎ完了報告書に署名・捺印し甲へ提出する。

10　その他

（１）緊急時または業務上必要時以外は病室、診察室、その他病院業務が日常行われている場所には立ち入らない。

（２）患者への接遇態度に注意し、業務上知り得た秘密を絶対に他に漏らさない。

（３）中東遠総合医療センター個人情報保護規程を遵守する。

（４）従業員に対しては、業務中は常時制服及び名札を着用させ、乙の従業員であることを明確にする。なお、控室・仮眠室および駐車場は甲が指定するものを利用する。

（５）中東遠総合医療センター施設管理規程を遵守する。

（６）借用した鍵は慎重に取り扱い、業務を遂行するために必要な時間と場所に限って使用する。

（７）当直用のリネン類は甲が用意するが、ベットメイク等は乙が行う。

（８）不必要な照明の消灯など、エネルギー節約に努める。

（９）計画変更を行おうとする場合は、事前に甲と協議する。

(10) 甲、静岡県、掛川市、袋井市、厚生労働省及び関連省庁の取り決める関連法規・規制などを厳守する。

(11) 本仕様書に記載のない業務は、甲との協議のうえ必要と認められたものについて実施する。

(12) 災害時及び防災訓練時には、職員を派遣するなどの協力をする。

11　費用負担

別紙５「費用負担」参照。